

令和 8 年 2 月 2 4 日
政策経営部政策研究・調査課

令和 8 年経済センサス - 活動調査の実施について

1 調査名称

令和 8 年経済センサス - 活動調査

【調査の種類】

	調査の内容	実施頻度
基礎調査	組織の基本的な事項	5年に一度 ※乙調査は毎年
活動調査	経済活動に関する詳細な事項	5年に一度 (基礎調査の2年後)

2 調査期日

令和 8 年 6 月 1 日

3 調査目的

全産業分野の売上（収入）、費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

4 調査主体

総務省・経済産業省

5 調査体系

(1) 甲調査

国、地方公共団体の事業所を除く事業所・企業を対象とする調査

(2) 乙調査

国、地方公共団体の事業所を対象とする調査

【調査の全体像】

		②調査対象による分類		
		甲調査		乙調査
		直轄調査	調査員調査	
①調査事項 による分類	基礎調査	国	—	区
	活動調査	国・都・区	区	国・都・区

※基礎調査では甲調査を国だけで行うため、区が携わるのは乙調査のみであるが、活動調査では甲・乙両方の調査に区が携わる。

6 甲調査の概要

(1) 調査対象

国、地方公共団体の事業所を除く全国すべての事業所及び企業（個人経営の農林漁業、家事サービス業、外国公務の事業所を除く。）

(2) 調査方法

過去の調査結果等により把握している事業所（以下「存続事業所」という。）に対して、国からインターネット回答に必要な書類を郵送する。その上で、調査員が、未回答の事業所及び実地確認により新たに把握した事業所（以下「新設事業所」という。）に対して、紙の調査票を含む調査書類一式を直接配布する。

(3) 調査区分

① 調査員調査

ア 調査対象

存続事業所のうち直轄調査の対象ではない事業所、新設事業所

イ 調査方法

- 1) 国が存続事業所に対して、インターネット回答に必要な書類を郵送する。
- 2) 調査員が、担当の調査区内を巡回して、外観から全ての事業所の活動の有無を確認し、記録する。
- 3) 調査員が、インターネットで未回答の存続事業所及び新設事業所に対し、紙の調査票及びインターネット回答に必要な書類を配布する。
- 4) 区では、インターネット又は郵送による回答を原則とし、事業所から要望があった場合にのみ調査員による調査票の回収を行う。
- 5) 回答期限までに未回答の事業所に対して、調査員が回答依頼文を配布し、それでも未回答の事業所に対して区から督促状を郵送し、督促を行う。

② 直轄調査

ア 調査対象

存続事業所のうち、複数の事業所を有する企業、従業員 300 人以上の単独事業所等

イ 調査方法

- 1) 調査員調査と同様に、国からの書類送付及び調査員による事業所の活動状態の確認を行う。
※調査員調査と異なり、調査員による調査書類の配布及び調査票の回収は行わない。
- 2) 国から督促をしてもなお未回答の事業所に対して、区が郵送により督促を行う。

(4) 主な調査項目

① 産業共通の基本的事項

事業所の名称、所在地、従業者数、主な事業の内容、経営組織、売上・費用等の経理事項等

② 産業別の特性事項

【例】製 造 業：製造品出荷額、在庫額等
サービス業：サービス収入の内訳等

(5) 調査規模（世田谷区）

調査区	調査対象事業所	調査員
500調査区	約45,000事業所 (調査員調査：約35,000事業所)	約340名

※調査員は、区登録調査員、令和7年国勢調査従事者及び職員から任用する。

(6) 周知方法

区のお知らせ、区ホームページ、エフエム世田谷、デジタルサイネージ、産業団体会報誌への掲載、介護保険事業者あて広報紙への掲載、リーフレットの配布（三師会、青色申告会等）、ポスター掲示（区庁舎、区広報板、世田谷線、区内信用金庫、農協等）、せたがやpay加盟店への通知、中小事業所向けメルマガの配信

7 乙調査の概要

(1) 調査対象

区の事業所（本庁、総合支所、出張所・まちづくりセンター、小・中学校、幼稚園、児童館、新BOP、保育園、図書館等）

(2) 調査方法

定期庶務連絡及び庁内メールにより、各部庶務担当課及び各所管課あてに回答を依頼する。庁内共用フォルダ内の調査票（Excel形式）に入力する方法で回答を得る。

(3) 主な調査項目

事業所の名称、電話番号、所在地、職員数の内訳、主な事業の内容

8 予算

67,644,246円

【内訳】

予算科目（節）	金額	摘要
報酬	57,135,642円	調査員、指導員、会計年度任用職員
職員手当等	2,044,000円	時間外勤務手当
旅費	1,301,500円	職員現地調査、調査員費用弁償等
需用費	1,253,940円	消耗品、封筒印刷
役務費	5,612,164円	郵便料
委託費	297,000円	ごみ処理委託

※都支出金を財源とする。

9 今後の予定

(1) 調査

① 甲調査

令和8年 4月上旬 国から存続事業所へのインターネット回答用書類の郵送
16日 事前回答期限
5月上旬 区から調査員への調査物品の送付
上・中旬 調査員説明会の開催（動画視聴・会場参加）

	中旬	調査員による事業所の活動状態の確認
	中・下旬	調査員による調査書類の配布
	<u>6月1日</u>	<u>調査期日</u>
	8日	回答期限
	中旬	区から調査員への回答済み事業所一覧の送付
	中・下旬	調査員による未回答事業所への回答依頼文の配布
	下旬	調査員から区への調査書類の提出
	7月	指導員による調査書類の審査
	8月	区による調査書類の審査（～9月） 調査員調査対象の未回答事業所への督促状郵送
	10月	直轄調査対象の未回答事業所への督促状郵送（～11月）
	中旬	東京都への調査書類の提出

② 乙調査

令和8年	5月下旬	各所管課への調査依頼
	<u>6月1日</u>	<u>調査期日</u>
	6月末	回答期限
	7月上・中旬	区による調査書類の審査
	7月下旬	東京都への調査書類の提出

(2) 公表

令和9年	5月末	国による速報集計の公表
	9月下旬	国による確報集計の公表（～令和10年3月順次）

全国すべての 事業所・企業が 対象です。



経済センサス 活動調査



調査へのご協力・ご回答よろしく申し上げます。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)や費用などを網羅的に把握し、我が国の経済構造の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。



インターネット回答がおすすめです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサス-活動調査

調査はどのように行われるの？

いつ調査するの？

調査期日 令和8年6月1日現在で行います。

どんなことを調査するの？

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別、など

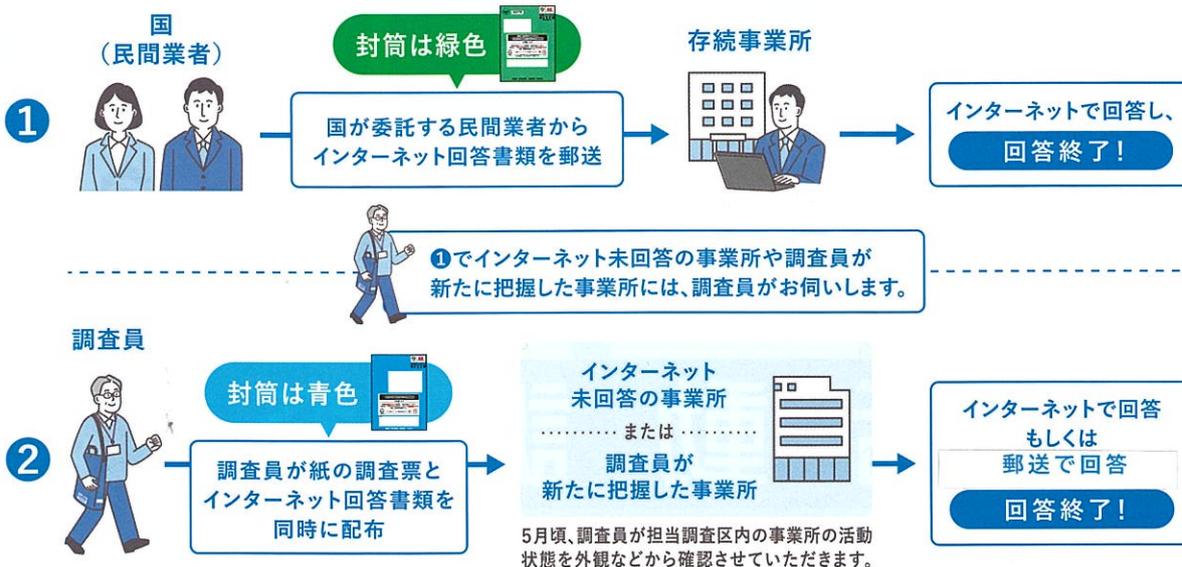
どのように回答すればいいの？

企業の規模等によって、調査方法が異なります。

① 調査員調査 対象：支所等を有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員が紙の調査票とインターネット回答書類を同時に配布します。



② 直轄調査 対象：支所等を有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、令和8年5月頃に国(民間調査会社)からインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

※本調査実施のため毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

調査の対象は？

全国すべての事業所・企業が対象となります。

事業所とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、
- ② 一定の場所（一区画）を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているもの をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例

従業者と設備を有し、一定の場所（一区画）を占めて経済活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても事業所に含めます。



本所・本社・本店



支所・支社・支店・営業所



工場



従業員のいる倉庫



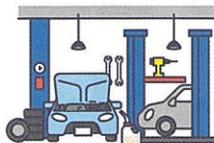
幼稚園・学校



配送センター



社員研修センター



車両整備所



資料館



病院

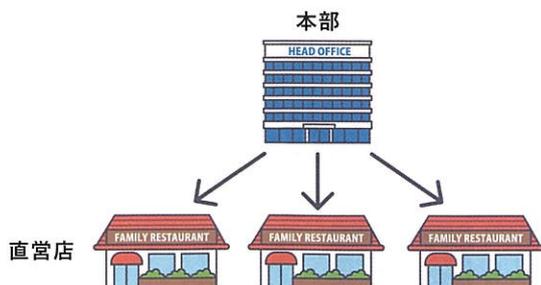
チェーンなどの店舗について



同一経営主体となる例

（本所・支所の関係です）

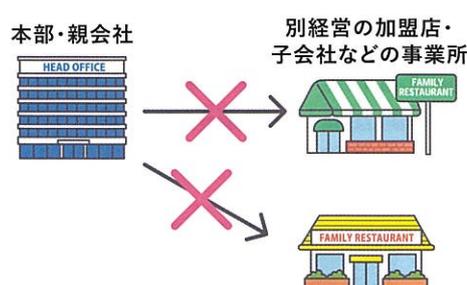
- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主（企業）が経営するすべての店舗



同一経営主体とならない例

（本所・支所の関係ではありません）

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

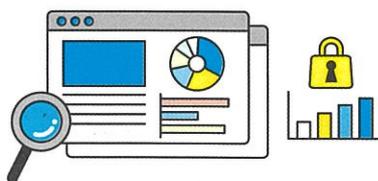


調査結果は何に活用されるの？

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

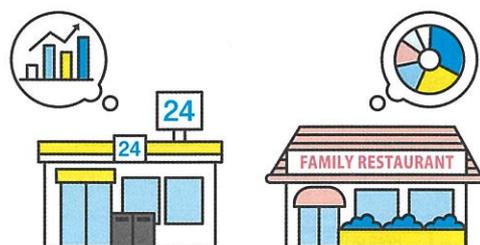
各種施策等に基づく利用やGDP統計の算出など

- ・地方交付税の算出
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料
- ・GDP統計の算出



新規店舗の出店計画に

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料



経営支援制度や各種補助金の検討材料として

- ・物価高騰対策の各種支援制度の策定に利用
- ・小規模事業の支援に係る補助金交付の基礎資料



防災対策やまちづくりの計画に

- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・まちづくりプランの防災指針策定に当たっての災害リスク分析に利用
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値



経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく、基幹統計調査です。基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

調査に従事する調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で『経済センサス-活動調査 調査員証』を携帯しています。不審に思った際は、回答しないで最寄りの市区町村にお知らせください。

経済センサス2026

検索

<https://www.e-census2026.go.jp/>